



市 からの 連絡 帳

7月は、固定資産税・都市計画税 第2期の納期です。
 ～納付には、便利な口座振替を～
 ◆納税課 田(☎042-460-9832)

国勢調査員 まだまだ募集中

10月1日を基準日として実施される国勢調査の調査員を募集しています。
 特に、田無町・谷戸町・柳沢・富士町地域を担当する調査員が不足しています。
 皆様のご協力をお待ちしています。詳細は、お問い合わせください。
 ◆総務法規課 田(☎042-460-9810)



税・届け出 など

西東京市税・国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口

時 7月4日(土)・5日(日)午前9時～午後4時
場 市税…納税課(田無庁舎4階)
 国民健康保険料(税)…保険年金課(田無庁舎2階) ※窓口は田無庁舎のみ
内 市税・国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行など
 ◆納税課 田(☎042-460-9832)
 ◆保険年金課 田(☎042-460-9824)

出産育児一時金・葬祭費の支給

西東京市国民健康保険に加入し、出産育児一時金・葬祭費の申請手続きを行っ

ていない方は、手続きしてください。時効は2年間です。

◆出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産した時に支給されます。

出産育児一時金には、医療機関へ支払われる直接支払制度や受取代理制度があります。これらの制度を利用する場合は、出産前に医療機関と契約を交わすことで出産後の申請は原則不要となります。

ただし、直接支払制度を利用して出産費用が一時金を下回る方・直接支払制度などを利用しない方は、申請が必要です。
持 ①保険証 ②印鑑 ③世帯主名義の口座が確認できるもの ④直接支払制度合意文書 ⑤出産費用明細書

◆葬祭費

国民健康保険に加入している方が死亡し葬祭を行った時に、喪主の方へ支給されます。

持 ①会葬礼状または葬儀の領収書など、喪主であることの確認ができるもの ②保険証 ③印鑑 ④喪主名義の口座が確認できるもの

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)

◆保険年金課 田(☎042-460-9821)

国民年金保険料 免除・納付猶予の申請

平成27年度(平成27年7月～翌年6月分)の国民年金保険料免除・納付猶予申請受付を、7月1日(水)から開始します。
 免除申請は、被保険者・配偶者および世帯主の前年所得(平成26年中所得)が一定の基準額以下の場合承認されます。承認期間は年金受給資格期間に含まれ、老齢基礎年金の計算額は承認区分や一部納付の月数に応じて計算されます。

また、30歳未満の方で、被保険者および配偶者の前年所得が一定の基準額以下の場合、若年者納付猶予が承認されます。承認期間は年金受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金額には計算されません。

承認区分	承認後の支払金額(月額)	老齢年金の受給額に反映される割合
全額免除	0円	免除期間の2分の1
4分の3免除	3,900円	免除期間の8分の5
半額免除	7,800円	免除期間の4分の3
4分の1免除	11,690円	免除期間の8分の7
納付猶予	0円	反映されません

※申請は原則、毎年度必要です。
 ※一部免除は保険料を納付しないと未納になります。
 ※平成21年3月以前は年金受給額に反映される割合が異なります。

審査対象者が退職した場合、離職票または雇用保険受給資格者証を添付することにより、退職者の所得審査を省略することができます(平成25年12月31日以降の退職日のものが有効)。

免除・納付猶予された期間は、10年以内であれば、古い期間から順に任意で保険料を納めることができます(承認期間から3年度目以降は、当時の納付額に加算金が付きます)。

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)

持 年金手帳・印鑑・離職票または雇用保険受給資格者証(審査対象者の中で離職者がいる場合)

◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

「柔道整復療養費に関するアンケート調査」にご協力

市報5月1日号でご案内したとおり、国民健康保険証を使って接骨院・整骨院で施術を受けた方へ、7月以降に市から文書で施術内容などをアンケート調査する場合があります。施術を受けたときは、負傷原因・負傷部位・施術内容・施術年月日を記録し、領収書などを保管してください。アンケートが届いた方は、回答にご協力をお願いします。

◆保険年金課 田(☎042-460-9821)

国民健康保険料納入通知書を送付

平成27年度国民健康保険料納入通知書を7月中旬に世帯主の方へ送付します。国民健康保険料は、皆さんが安心して医

療にかかるための貴重な財源です。期限内に必ず納付するようご協力ください。

◆保険料の納め方

保険料は、7月から翌年2月まで8回に分けて納付をお願いしています。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合もあります。

□口座振替による納付

口座振替依頼書を納入通知書に同封して送付します。口座振替を希望する方は、預貯金通帳・通帳の届出印・納入通知書をお持ちのうえ、口座のある金融機関・郵便局で手続きしてください。

□特別徴収による納付

次の①～③の全てに該当する方は、年金からの納付となります(特別徴収)。

- ①世帯主が国保の加入者
- ②国保の加入者全員が65歳以上75歳未満
- ③世帯主が受給する年金の年額が18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

該当する方には、納入通知書でお知らせします。該当しない方は、今までどおり納付書や口座振替での納付になります(普通徴収)。

※今年度中に世帯主の方が75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行する場合は、普通徴収での納付になります。

□特別徴収から口座振替への変更

特別徴収該当の方も口座振替による納付を選択できます。詳細は、送付する納入通知書に同封のお知らせをご覧ください。

◆納付が困難な場合はご相談

分割納付などの納付相談を行っています。お気軽にご相談ください。

◆非自発的失業者の方は保険料の軽減手続き

- 対** 次の①～③の全てに該当する方
- ①平成21年3月31日以降に失業した方
- ②離職日時点で65歳未満の方
- ③ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」の離職理由が次の番号の方
11、12、21、22、23、31、32、33、34

※詳細は、お問い合わせください。
 ◆保険年金課 田(☎042-460-9822)

「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

「国民健康保険高齢受給者証」

国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

新しい高齢受給者証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。

◆負担割合の判定基準

□2割負担の方(昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割負担)

- ①同一世帯の70～74歳の国保被保険者のうち、住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方がいない世帯
- ②本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下の方
- ③住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方がいる世帯で、国保被保険者の収入の合計が次の金額に満たない世帯
(1)世帯に70～74歳の国保被保険者が1人…383万円未満
(2)世帯に70～74歳の国保被保険者が2

人以上…合計が520万円未満
(3)世帯に70～74歳の国保被保険者が1人で、被保険者本人の収入が383万円以上であっても、世帯に後期高齢者医療制度への移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる…旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満

□3割負担の方(現役並み所得者)

- 次の①・②ともに該当する場合
- ①同一世帯の70～74歳の国保被保険者のうち、住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方がいる世帯
- ②70～74歳の国保被保険者が1人の場合は収入が383万円以上、2人以上の場合は収入の合計が520万円以上の世帯

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の方は、基準収入額適用申請により、2割負担(昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割負担)となります。※該当すると思われる方には、6月下旬に申請書を送付していますので、必ず申請してください。

◆保険年金課 田(☎042-460-9821)

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

被保険者証が有効期限内でも、一部負担金の割合が変わる方へは7月中旬に新しい被保険者証を簡易書留で郵送します。

◆負担割合の判定基準

□1割負担の方

- ①本人および同じ世帯にいる被保険者の住民税課税所得(課税標準額)がいずれも145万円未満の方
- ②本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「賦課のもととなる所得金額」の合計額が210万円以下の方
- ③住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上で、被保険者の収入の合計が次の金額に満たない方 ※基準収入額適用申請が必要
(1)世帯に被保険者が1人…383万円未満
(2)世帯に被保険者が2人以上…合計が

520万円未満
(3)被保険者と同じ世帯に70～74歳の後期高齢者医療制度以外の保険に加入している方がいる…その方と被保険者の合計が520万円未満

□3割負担の方(現役並み所得者)

住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上で、世帯に被保険者の方が1人の場合は収入が383万円以上、2人以上の場合は収入の合計が520万円以上 ※被保険者とは後期高齢者医療被保険者証を持っている方です。

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の方は、基準収入額適用申請により1割負担となります。※該当すると思われる方には、6月下旬に申請書を送付していますので、必ず申請してください。
 ※東京都後期高齢者医療広域連合では、東京いきいきネットHP <http://www.tokyo-ikiiki.net>で情報提供を行っています。
 ◆保険年金課 田(☎042-460-9823)